

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ↳ 機械装置の耐用年数

**Q** : 機械装置の耐用年数が変わったそうですが、償却資産税も変わるのですか？

**A** : 償却資産税の申告も新しい耐用年数を使うこととなります。

### 【解説】

税制改正により、機械装置の耐用年数は、この4月1日以後に開始する事業年度から、新しい耐用年数が適用されることとなっています。

したがって、平成21年3月31日決算法人からは、この適用を受けて減価償却費の計算をすることとなります。

そしてまた、償却資産税(固定資産税)についても「償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数によるものとする」とされていることから、同様に、改正後の耐用年数を使うことになっています。

ただ、固定資産税の計算は、1月1日を賦課期日としていることから、たとえば、2月決算のように4月までに事業年度が開始する法人については、21年の決算においては、改正前の耐用年数を使うこととなりますが、償却資産税の計算においては、改正後の耐用年数を使うことになるので、注意しなければなりません。

なお、償却資産税の評価額の計算については、平成19年度の減価償却制度の改正の影響を受けませんので、従来どおり、旧定率法の償却率が適用されますので、併せて注意しておいてください。

